

## 草加市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、草加市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要領が適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び同法施行令第27条に規定される請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

### (専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に定める工事のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、同一の専任の主任技術者が兼務を行うことができるものとする。ただし、第8条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含む。）であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

### (工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第2号の10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

2 前号の規定にかかわらず、いずれの工事現場も草加市内である場合は、前条第2号に該当するものとする。

### (同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 同一の主任技術者が兼務できる工事（専任が必要な工事を含む。）の数は、2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

### (提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で、専任を必要とする主任技術者の兼務届出書（第1号様式）を発注者に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項に規定する届出書の写しを提出するものとする。

（監理技術者への変更）

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

（適用除外）

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 草加市建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、共同企業体が施工する工事
- (3) その他市長が工事の内容等から兼務が困難であると認めた工事

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

年 月 日

草加市長 宛

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

主任技術者氏名		
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	
	工事名	
	工事場所	
	請負予定金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人予定者 ※現時点の予定者	
	発注者、工事担当課所 ※公告等に記載してあるもの	
既に配置している工事	専任・非専任の区分	
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人	
	発注者、工事担当課所	
工事担当者、電話番号		
兼務要件	・ 一体性若しくは連続性が認められる ・ 相互に調整を要する ※いずれかに該当 具体的な内容：	
兼務場所	距離 . km	※「現場が10km以内」の場合は、地図を添付すること。

【発注者チェック欄】①かつ②の確認、③④⑤の確認

- ①  一体性若しくは連続性が認められる
- ①  相互に調整を要する
- ②  工事現場の相互の距離が10km以内
- ③  既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ④  主任技術者の資格要件
- ⑤  工事实績情報システム（CORINS）登録状況

受領印（契約課）

## ○注意事項

- (1) 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」又は「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。  
なお、既に本市発注工事に非専任の主任技術者を配置している場合で、新たに配置する工事が本市発注工事以外の場合は、その技術者が専任の場合であっても、この届出書を本市に提出する必要はありません。
- (3) 既に配置している技術者が専任の場合は、その工事の発注者（発注担当課）に、兼務することについて内諾を得てください。
- (4) 兼務要件欄には、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」であること、又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」等であることの根拠を簡潔に記入してください。また、必要に応じて、検証資料等（契約書や仕様書の写し等）を本届出書と併せて提出してください。

## ○記入例

- ・ 同一現場の工事であるため
- ・ 同一路線内の工事であるため
- ・ 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するため
- ・ 資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するため
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者（株）〇〇建設）で施工し、相互に工程調整を要するため
- ・ 同時に交通規制を行う必要があり、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるため
- ・ 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するため

- (5) 「兼務場所」欄は、以下のとおり記載してください。

- ・ 施工場所が同一である場合は「**同一現場の工事**」
- ・ 施工場所は別であるが、いずれの現場も草加市内の場合は「**いずれの現場も草加市内**」
- ・ いずれかの工事の施工場所が市外の場合は「**現場が10km以内**」

※「現場が10km以内」の場合は、距離を明記の上、地図を添付してください。

なお、「同一現場の工事」や「いずれの現場も草加市内」の場合は、地図の添付は不要です。

- (6) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限りします。